**相談票添付書類一覧表（分家住宅）**

○お預かりした書類は返却できませんので、コピーを添付してください。

○相談内容により、**回答には2週間から3週間程度（書類がすべてそろってから）**要する場合があります。なお、相談内容によっては、さらに相当の期間を要する場合があります。

○**相談票の回答は、“電話回答”または“窓口”にて口頭で回答**します。

一つの相談に対して、回答番号をお伝えいたしますので、必ず控えてください。

（例　Ｒ○－１００）

○相談内容に応じ、下記に記載されている書類を、相談票と併せて添付してください。

○提出は、窓口又は郵送にて受付ています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 添付書類 | チェック欄 |
| １ | 案内図 | □ |
| ２ | 公図※注１ | □ |
| ３ | 土地登記簿謄本※注１ | □ |
| ４ | 土地閉鎖登記簿謄本※注１ | □ |
| ５ | 建物登記簿謄本※注１※注2 | □ |
| ６ | 現況図 | □ |
| ７ | 土地利用計画図・建築計画図 | □ |
| ８ | 現況写真 | □ |
| ９ | 都市計画図（おらナビ可） | □ |
| １０ | 親族図 | □ |
| １１ | 戸籍謄本（申請者と土地所有者の関係が明確な謄本）  ※申請者※注3と２０年土地所有者までのすべての親族分が必要 | 申請者※注3 □ |
| 20年所有者　　□ |
| １２ | 住民票謄本 | 申請者※注3　 □ |
| 20年所有者　　□ |
| １３ | 借家証明（契約書の写し（借家期間が分かるもの）） | 申請者※注3 □ |
| １４ | 無資産証明書※注4 | 申請者※注3 □ |
| １５ | 名寄台帳※注4 | 申請者※注3 □ |
| １６ | 用途証明書※注5 | □ |
| １７ | その他※注6 | □ |

　　※注１　さいたま地方法務局等で発行（インターネット可）

　　　注２　申請者が実家等に住んでいる場合に必要です。

　　　注３　配偶者がいる場合、配偶者も必要

　　　注４　春日部市のものに限る（取得先：資産税課）

　　　注５　春日部市以外の市街化調整区域に２０年居住者が居住している場合に限る

（取得先：当該市町村）

注６　ご相談に応じ必要と思われる書類（※提出を求める場合あり）